

建設計画に係る平成25年度および26年度の実施事業に関する意見に対する対応調書

地区名	項目番号	項目	事業の内容	担当局	担当課	前回の地域審議会での回答 (平成24年11月16日開催)	対応内容等
庵治地区	1	市道屋島線(高橋)の改修および国道11号へのアクセス強化事業の推進	庵治・牟礼両地区の長年の懸案事項である高橋の改修については、これまでの意見に対して、高橋の改修だけでは円滑な交通量の処理が困難であることから、現在は国道11号へのアクセス強化策として交通渋滞を緩和するための信号調整を行い、効果を検証しているとの回答でありました。住民の期待の大きい高橋の改修も含め庵治・牟礼地区の交通の円滑化を図るために、国道11号へのアクセス強化事業につきまして、「高松市まちづくり戦略計画」に基づき積極的かつ着実な事業の取組を要望します。	都市整備局	道路課	国道11号へのアクセス強化事業につきましては、県道牟礼中新線と国道11号が交差する高松町交差点での交通渋滞を緩和するため、これまで、警察と協議を行い、その東側のバイパス角屋交差点において、国道11号へ出る際の青の信号時間を延長するなどの対応を行っており、国道11号へのアクセス向上に一定の効果が確認できたことから、同交差点と接続する市道明神永之谷線の2車線への改良を行うため、現在、測量を実施しているところでございます。 また、高橋につきましては、橋本体の補修とともに通行の際の歩行者等の安全性を確保するため、幅員を4.0から5.0mに拡幅する工事を発注しており、施工業者が12月に決定する予定でございまして、	国道11号へのアクセス強化事業につきましては、県道牟礼中新線と国道11号が交差する高松町交差点での交通渋滞を緩和するため、これまで、警察と協議を行い、その東側のバイパス角屋交差点において、国道11号へ出る際の青の信号時間を延長するなどの対応を行っており、国道11号へのアクセス向上に一定の効果が確認できたことから、同交差点と接続する市道明神永之谷線の2車線への改良を行うため、平成24年度に測量を実施し、25年度は道路詳細設計等を実施する予定でございまして、 また、高橋につきましては、橋本体の補修とともに通行の際の歩行者等の安全性を確保するため、幅員を4.0から5.0mに拡幅する工事を発注しており、8月末の工事完了を目指しております。
庵治地区	2	道路等改良および維持管理	庵治地区には、幅員の狭い道路が多くあります。幅員4メートル未満の市道については、隣接用地を提供することを条件に、拡幅改良工事を実施されるようですが、4メートル未満のままではこの工事は対応されないこととなります。また、市道以外の農道は、土地改良事業として拡幅改良が実施される場合、地元負担を伴いますが、この事業に該当しない道路などは現状のままです。 こうした条件が整わない道路の改良や維持管理についても対応していただきたい。	都市整備局 創造都市推進局	道路課 土地改良課	【道路課】 市道の整備につきましては、地元からの請願により行っておりますが、幅員4m未満の道路の新設や拡幅は、事業効果の面から困難かと存じます。なお、既存の市道につきましては、幅員4m未満であっても通行の安全性を確保する必要がありますので、維持修繕等の対応は行っているところでございます。 【土地改良課】 農道整備につきましては、受益者の皆さんの御理解を得て、地元負担金を伴う、土地改良事業で実施しております。 また、農地・水保全管理支払交付金に参加している地区においては、この事業で農道の簡易な補修等を実施していることから、今後、この事業の取組を拡げ、農道の維持管理を支援してまいりたいと存じます。	【道路課】 市道の整備につきましては、地元からの請願により行っておりますが、幅員4m未満の道路の新設や拡幅は、事業効果の面から困難かと存じます。なお、既存の市道につきましては、幅員4m未満であっても通行の安全性を確保する必要がありますので、維持修繕等の対応は行っているところでございます。 【土地改良課】 農道整備につきましては、受益者の皆さんの御理解を得て、地元負担金を伴う、土地改良事業で実施しております。 また、農地・水保全管理支払交付金に参加している地区においては、この事業で農道の簡易な補修等を実施していることから、今後、この事業の取組を拡げ、農道の維持管理を支援してまいりたいと存じます。
庵治地区	3	小規模ため池等の維持管理に対する支援	庵治地区には個人や共同で所有する小規模なため池が多くあります。その管理は地域の農家がボランティアで草刈や水路の清掃などを年数回行っていますが、十分とは言えない部分もあります。 今後、農家の後継者難や高齢化などを考えるとき、小規模ため池等の維持管理に対する経費面での支援を要望します。	創造都市推進局	土地改良課	本市では、農振農用地内において、国の事業である農地・水保全管理支払交付金事業を活用し、地域の農家を中心に非農家を含めた活動組織でため池の草刈や清掃等を実施する活動を支援しております。 庵治町においても、既に、この事業に取り組み、ため池等の管理を行っている地域もあることから、今後も、この事業の取組を拡げ、ため池の維持管理を支援してまいりたいと存じます。	本市では、農振農用地内において、国の事業である農地・水保全管理支払交付金事業を活用し、地域の農家を中心に非農家を含めた活動組織でため池の草刈や清掃等を実施する活動を支援しております。 庵治町においても、既に、この事業に取り組み、ため池等の管理を行っている地域もあることから、今後も、この事業の取組を拡げ、ため池の維持管理を支援してまいりたいと存じます。
庵治地区	4	城岬公園内の施設整備	公園内には「石と魚の町」庵治町の特徴を表現した石彫作品と漁船2隻が設置されています。このうち1隻の漁船については、船べりに取り付けられている手摺の基礎部分が腐食しており、補修に多くの費用を要する見込みです。 現在、同公園では、ふれあい夏祭りの主会場として使用しておりますが、仮設の舞台を設置している次第です。 今後、庵治町住民のみならず、地区外からの観光客との交流の場として、より一層の賑わいを創出するため、同公園内の漁船1隻を撤去するとともに庵治石を活用した舞台の整備を要望します。	都市整備局	公園緑地課	平成24年度に、北側漁船の船べりに付いている手摺や床板の補修を行い、平成25年度に南側漁船の撤去を予定しておりますが、撤去後の庵治石の舞台の設置については公園の性格上困難かと存じます。	平成24年度に、北側漁船の船べりに付いている手摺や床板の補修を行い、平成25年度に南側漁船の撤去を予定しておりますが、撤去後の庵治石の舞台の設置については公園の性格上困難かと存じます。
庵治地区	5	屋外用防犯カメラの設置	地域を問わず多様な事件や事故が発生している昨今、犯罪の抑止効果も高く、万が一、事件が発生した場合にも早期解決に繋がる屋外用防犯カメラを小学校や丸山親水公園交差点の付近へ設置を要望します。	市民政策局	地域政策課	平成22年度から香川県警察本部が実施しております「子ども安全・安心防犯環境整備事業」において、公園等に防犯カメラおよび緊急警報装置等を設置しておりまして、コミュニティ協議会がその貸与を受け、日常的な管理をお願いするとともに、コミュニティ協議会が支払う電気代に対して本市が補助を行っております。 このようなことから、本要望につきまして、本事業の活用について香川県警察本部に働きかけてまいりたいと存じます。	平成22年度から香川県警察本部が実施しております「子ども安全・安心防犯環境整備事業」において、公園等に防犯カメラおよび緊急警報装置等を設置しておりまして、コミュニティ協議会がその貸与を受け、日常的な管理をお願いするとともに、コミュニティ協議会が支払う電気代に対して本市が補助を行っております。 このようなことから、本要望につきまして、本事業の活用について香川県警察本部に働きかけてまいりたいと存じます。

建設計画に係る平成25年度および26年度の実施事業に関する意見に対する対応調書

地区名	項目番号	項目	事業の内容	担当局	担当課	前回の地域審議会での回答 (平成24年11月16日開催)	対応内容等
庵治地区	6	旧庵治保育所跡地利用	平成24年4月から庵治こども園の開園で旧庵治保育所の跡地利用について、母と子がふれあうことができる施設として整備されるよう要望します。 また、施設の運営については、子どもと親を育む講座や子育て力を高める教室、ふれあい・集いの場などを開設されるよう要望します。	健康福祉局	こども園運営課 子育て支援課	旧庵治保育所の跡地利用につきましては、今後、庵治地区コミュニティ協議会をはじめ、地元へ利用希望を伺ってまいります。 御要望でございます、子どもと親を育む講座を行うなど、母と子がふれあうことができる施設の運営は、地域子育て支援拠点事業の対象となるものでありまして、基本的には多様なニーズに柔軟に対応でき、また施設の特徴が出せる民間事業者等に委託実施しております。 地域子育て支援拠点事業としてのひろばは、既に庵治地区に一か所開設されており、市域全体における施設の計画的拡充配置の観点から、現在のところ、庵治地区に新たに開設する予定はございません。 なお、公立保育所におきましては、在宅のお子さんと保護者が保育所の児童と一緒に、保育所内で手遊びやふれあい遊びをしたり、育児相談や育児に関する情報提供を行います地域子育て推進事業を実施しており、庵治こども園におきましても実施しております。	旧庵治保育所の跡地利用につきましては、庵治地区コミュニティ協議会を始め、地元へ利用可能な方策の説明を行い、具体的な運営体制や事業内容を整理した上で、提案していただくよう依頼したところでございます。 御要望でございます、子どもと親を育む講座を行うなど、母と子がふれあうことができる施設の運営は、地域子育て支援拠点事業の対象となるものでありまして、基本的には多様なニーズに柔軟に対応でき、また施設の特徴が出せる民間事業者等に委託実施しております。 地域子育て支援拠点事業としてのひろばは、既に庵治地区に一か所開設されており、市域全体における施設の計画的拡充配置の観点から、現在のところ、庵治地区に新たに開設する予定はございません。 なお、公立保育所におきましては、在宅のお子さんと保護者が保育所の児童と一緒に、保育所内で手遊びやふれあい遊びをしたり、育児相談や育児に関する情報提供を行います地域子育て推進事業を実施しており、庵治こども園におきましても実施しております。